

令和4年度高知県フードバンク活動支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県フードバンク活動支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、フードバンク活動団体(食品関連事業者その他の者から未利用食品の寄附を受けて、子ども食堂、生活困窮者、福祉施設等(以下「子ども食堂等」という。)にこれを無償で提供するための活動を行う団体をいう。以下同じ。)への支援を行うとともに、フードバンクの運営基盤の強化、食品取扱量の拡大等の課題に対応するため、広域連携等の食品受入・提供能力の強化に向けた先進的な取組を支援するものである。

(交付の対象、補助率等)

第3条 知事は、別表第1に掲げる事業(以下「補助事業」という。)の実施に必要な経費のうち、補助金の交付の対象として知事が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助事業の区分並びにその区分ごとの事業内容、補助対象経費、事業実施主体、補助率、実施要件及び実施期間は、別表第1に定めるところによる。

3 事業実施主体のうち「特認団体」の要件及び認定手続は、次の各号に定めるところによる。

(1) 特認団体は、次のアからエまでに掲げる要件を全て満たす団体でなければならない。

ア 主たる事務所の定めがあること。

イ 代表者の定めがあること。

ウ 定款、組織規約、経理規約等の組織運営に関する規約があること。

エ 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

(2) 特認団体の申請をしようとする者は、交付申請の際に併せて別記第1号様式による特認団体申請書を知事に対し提出し、その認定を受けなければならない。

(流用の禁止)

第4条 別表第1の区分に掲げる1及び2の事業の相互間における経費の流用をしてはならない。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、別記第2号様式によるものとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、知事が必要に応じて求める場合には、前項に定める交付申請書の提出より前に、別記第2号様式別紙の事業実施計画を知事に提出しなければならない。

3 補助金の交付を受けようとする者は、前2項の規定による交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第6条 規則第3条第1項の知事が別に定める交付申請書の提出期限は、知事が別に通知する日までとする。

（補助金の交付決定）

第7条 知事は、第5条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 知事は、補助事業の適正な実施のために必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

（事業の着手）

第8条 補助事業者（補助事業を行う者をいう。以下同じ。）は、知事から前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた後に事業に着手するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により交付決定の通知を受ける前に事業を実施する必要がある場合には、補助事業者は、その理由を明記した別記第3号様式による交付決定前着手届を知事に提出した上で事業に着手するものとする。この場合において、交付決定前着手届は、事業の内容及び補助金の交付が確実となってから提出するものとし、着手した取組については、当該取組の後に交付決定通知を受けた範囲において、補助の対象とすることができる。

3 前項の規定により交付決定の通知を受ける前に事業を実施する補助事業者は、交付決定の通知を受けるまでに実施する事業に関して、理由を問わず交付決定を受け

られなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は、自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、第5条第1項の規定による交付の申請を取り下げようとするときは、第7条第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を知事に提出しなければならない。

(債権譲渡等の禁止)

第10条 補助事業者は、第7条第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別記第4号様式による変更等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、次条に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次条に規定する軽微な変更を除く。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて知事の承認を受けることができる。
- 3 知事は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第12条 規則第5条第1項第1号の知事が別に定める軽微なものは、別表第1の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

(事業遅延の届出)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5号による遅延届出書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の9月末日現在における補助事業の遂行の状況について、別記第6号様式による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の10月15日までに知事に提出しなければならない。また、補助事業者は、知事が必要に応じて求める場合には、当該年度の12月末日現在における補助事業の遂行の状況について、当該年度の1月15日までに提出しなければならない。ただし、別記第7号様式による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項による報告のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行の状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第15条 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記第7号様式により概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書は、別記第8号様式のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第11条第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その承認の日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、補助事業が翌年度にわたるときは、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日までに別記第6号様式の事業遂行状況報告書に準ずる年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 3 第5条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第5条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第9号様式の消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 5 第5条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 17 条 知事は、前条第 1 項の規定による報告を受けた場合には、補助事業等実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(額の再確定)

第 18 条 補助事業者は、前条第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 16 条第 1 項に準じて提出するものとする。

2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 前条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第 19 条 知事は、第 11 条第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 7 条第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他の不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業者が別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められた場合

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第 20 条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合にお

ける対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。以下同じ。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第21条 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付することを条件とすることができる。

(残存物件の処理)

第22条 補助事業者は、補助事業が完了又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(収益納付)

第23条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して3年が経過する日までに事業実施を通じて構築したシステム等による収益化によって相当の収益が生じたときは、別記第10号様式により、その旨を知事に報告しなければならない。

- 2 前項による報告があった場合、補助事業者が前項により報告すべき相当の収益を生じたものと知事が認定したときは、当該収益の一部又は全部を県に納付させることができる。

(補助金の経理)

第24条 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記第11号様式の財産管理台帳その他関係書類を整備保

管しなければならない。

- 4 前3項の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金の交付の条件)

第25条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、規則及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（大蔵省令に期間の定めがない財産を除く。）においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事による補助金の交付の決定をもって知事の承認を受けたものとする。
 - ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
 - イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- (3) 前号の規定による知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を知事に納付させることがあること。
- (4) 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、知事にあらかじめ届け出た上で、委託する内容に関する契約を締結するものとする。ただし、補助事業者が委託して行わせることのできる範囲は事業費の2分の1までとする。
- (5) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- (6) 補助事業者は、前号の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記第12号様式による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならないこと。
- (7) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。
- (8) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等、暴力団等の排除に係る県の取り扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 県税の滞納がないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上知事が必要があると認めた事項

(情報の開示)

第26条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和4年10月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第16条第4項及び第5項、第20条、第21条、第23条、第24条第2項及び第3項、第25条第2号及び第3号並びに第26条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。